

全国共通ダイヤル

# 「消費者ホットライン」ができました!!

## 0570-064-370

(守ろうよ、みんなを!)

消費者ホットラインとは……消費生活における各種トラブルに直面した際に、お近くの相談窓口の連絡先がわからない場合でも、消費者ホットラインに電話をかけると、その解決のための助言やあっせんを行う消費生活センターなどの相談窓口に毎日つながります。(年末年始除く)

### Q. 身近な相談窓口ってどこ?

→朝日町では、町の担当窓口(産業振興課まちづくり推進室)または、三重県の消費生活センターかを選択できる方式を採用しています。

### Q. どんな相談も受けてもらえるの?

→相談窓口で受けつけられる相談

- ・悪徳商法による被害、訪問販売・通信販売等における事業者とのトラブル
- ・産地の偽装、虚偽の広告などの不適切な表示に伴う事業者とのトラブル
- ・安全性を欠く製品やエステティックサービスによる身体への被害など

→相談窓口で受けつけられない相談

- ・行政の対応に対する不満や要望(行政相談) ・職場での不当な解雇(労働問題)
- ・工場の汚水排出による環境事故(公害)など

※生命・身体に重大な危害を受けた場合、又はその危険が切迫している場合などは、まずは、警察・消防にご連絡ください。

### Q. いつでも相談できるの?

→町の担当窓口、三重県、国民生活センターのいずれかの窓口が対応することにより、年末年始を除いて原則毎日ご利用いただけます。

→相談窓口の受付時間外はガイダンスにより電話番号及び受付時間のご案内、土日祝(10時~16時)は国民生活センターに接続されます。

※受付時間は相談窓口ごとに異なります。

**注意点:** ※おかけになる前に、出来るだけお住まいの郵便番号をご確認ください。

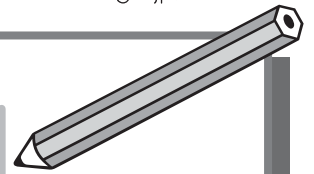
※1回で相談が終わらなかった場合は、次回からはご相談された窓口の電話番号へおかけください。

※PHS、IP電話、プリペイド式携帯電話はご利用できません。

問い合わせ先: 消費者庁消費者情報課 【電話】03-3507-9174 【HP】<http://www.caa.go.jp/>

## 司法制度ひとくちメモ

# 労働審判制度について



労働審判手続は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争について、裁判官である労働審判官と労働関係に関する専門家である労働審判員2名で組織する労働審判委員会が、原則として3回以内の審理で、適宜調停を試み、調停がまとまらなければ労働審判を行うという手続で、平成18年4月に始まりました。

労働審判事件の審理期間は平均で2か月半であり、調停が成立して事件が終了するなど、多くの労働関係に関する紛争が労働審判手続の申立てをきっかけとして解決しています。

労働審判手続においては、当事者が早期に的確な主張・立証を行うことが重要であるため、制度の利用に当たっては、法律の専門家である弁護士に相談することが望ましいでしょう。

津地方裁判所事務局総務課 (電話) 059-226-4172